

いじめのない 学校づくりを目指して

子どもたちの健やかな成長のために学校・家庭・地域で

子どもを見守り、子どもと触れあい、子どもに声を掛け、どんな小さなサインも見逃さないようコミュニケーションを図りましょう。

いじめを許さない、いじめが起きても解決できる町づくりを目指しましょう。

一人ひとりを大切に作る温かい心を持ち、いじめや差別をなくしましょう。

子どもの様子がおかしいと感じたら、阿久比町いじめ・不登校相談ダイヤル「こすもす」へ連絡・相談を

☎(48)1111(内274)月曜～金曜日 午前9時～午後4時(土曜・日曜日、祝日は除く)

電子申請・届出システムの 利用可能な手続きが増えました

電子申請・届出システムのアドレス

<https://www.shinsei.e-aichi.jp/>

(上記アドレスを入力すると下図の画面が出ますので、利用案内に従って申請・届出を行ってください。阿久比町ホームページからも利用できます。)



電子申請・届出システムは、役場に対する各種申請書をパソコンを使って作成し、自宅や職場などからインターネットを通じて、原則二十四時間三六五日いつでも申請できるシステムです。

現在、住民票の写しの交付請求、所得証明書の交付請求、水道使用開始の届け出など四十一の手続きが行えます。(利用可能な手続き一覧は、阿久比町ホームページ(<http://www.town.agui.jp/procedure.html>)をご覧ください。)

今回、電子申請・届出システムの利用可能な手続きが追加されました。新たに利用可能となった手続き

印鑑登録証明交付請求

追加手続の利用開始日
一月二十四日(水)

利用にあたっての注意事項

電子申請・届出システムを使うためには、Windows対応のパソコン(OSのバージョンはXP、2000、MeまたはNT4.0)とインターネット接続環境が必要です。手数料が必要な申請・届け出については、役場窓口での納付または郵便小為替の郵送による納付となります。

証明書などの交付物は、自宅からはプリントアウト(印刷)できません。役場窓口での交付または郵送交付となります。

電子証明書の取得については、申請する手続きによっては、事前に次の電子証明書を取得する必要があります。

- ・ 個人の方 公的個人認証サービスによる電子証明書
- ・ 法人の方 商業登記に基づく電子認証制度による電子証明書
- ・ 電子申請・届出システムに関すること 企画財政課
☎(48)1111(内303)
- ・ 公的個人認証サービスに関すること 住民福祉課
☎(48)1111(内224)

・ 商業登記に基づく電子認証制度に関すること 名古屋法務局法人登記部門
☎052(952)8111